

静岡県公立大学法人

平成 29 年度 年度計画

平成 29 年 3 月

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果、内容等

ア 育成する人材

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

・幅広い教養と基礎学力を兼ね備えた人材を育成するために、授業内容を精査しつつ、全学共通科目を引き続き実施する。「地（知）の拠点整備事業」の理念に沿った「しずおか学」科目群の着実な実施と充実を図る。(No. 1)

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

・高度先導的薬剤師を養成するために、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した薬学教育を学年進行に応じて実施する。また、薬学教育評価機構による教育プログラムの評価に基づき、教育内容を精査し、その拡充を図る。(No. 2)

・創薬科学や生命科学の未来を担い得る、幅広い専門知識と技能を有する人材を育成するために、平成30年度からの実施を目指し、薬科学科のカリキュラム改訂作業を進める。(No. 3)

・薬剤師国家試験の内容を精査し、引き続き教育内容の検討を行う。学部5年次に実施しているスタートアップ模試の結果を有効に活用して、学生の苦手領域を明確にし、国家試験に合格できる学力レベルを達成するための補講や通常講義内容の検討を進める。新卒者の薬剤師国家試験の合格率は国公立大学の上位5位以内を目指す。(No. 4)

[食品栄養科学部]

・環境生命科学科では、平成29年度に全学年が揃うため、4年間分の講義及び実験実習の充実を図る。また、それぞれの学科の専門科目においては、他学科の科目をより多く選択できるように授業配置や担当者の連携体制を見直す。さらに、栄養生命科学科においては、2年目となる栄養教諭教職課程の教育を確実に進める。(No. 5)

・国家試験関連科目の講義の工夫を促すとともに、模擬試験などの国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書にそった学習の実行に向けて個別指導を強化し、新卒者の管理栄養士国家試験の合格率は100%を目指す。(No. 6)

[国際関係学部]

・グローバル化に対応して、多様な言語・政治・経済・文化等を理解・尊重し、国際社会において活躍できる人材を育成する体制を更に促進するため、学部改革の中核を占める新カリキュラム案を完成させる。(No. 7)

・言語コミュニケーション研究センターと連携して英語基礎力の向上とTOEIC対策の充実に努め、2年次のTOEIC-I Pテストでスコア800点以上の学生が10%、730点以上の学生が15%、600点以上の学生が50%を上回ることを目指す。TOEIC-I Pテストの実施回数、対策学習が大幅に変更された28年度のスコア分析を詳細に行い、その結果を踏まえて、弱点の補強方法の提案を行うなどして、英語学習の改善に努める。(No. 8)

[経営情報学部]

・一般前期入試制度変更後の1～2年生や、コース制導入後の3年生など、専門性を高める新体制の下で入試や教育を受けた学生の状況を踏まえて、一般入試制度変更及びコース制の導入の効果について観察しつつ、平成30年度実施予定の新カリキュラムの内容を詳細に定める。(No. 9)

・1年終了時における日商簿記検定3級の取得率は80%、2級の取得率15%を目指す。また、より上位の資格（日商簿記1級、税理士試験の簿記論・財務諸表論、公認会計士試験）を目指せる環境を整えるべく取り組む。学生の勉学意識の向上のため、授業でのフォローアップを実施する。具体的には単なる資格試験という形から、現在取り組んでいることがどのように将来のキャリアとつながっているかを明確にするために授業内の外部講師の活用や税理士事務所などでのインターンシップなどを実施し、学生に参加を促していく。(No. 10)

[看護学部]

・平成30年度カリキュラムを完成し、編入学定員及び教育課程の変更について保健師助産師看護師法施行令第13条第1項の規定に基づき、文部科学省に申請をする。

・編入学定員増（10人→25人）に伴う平成30年度編入学入試を実施する。(No. 11)

・新卒者の看護師国家試験の合格率100%及び新卒者の保健師国家試験の全国平均以上の合格率を維持する。そのために、模擬試験、国家試験受験科目に関連した最新情報を含めた「国試対策セミナー」を学生とともに企画実施する。(No. 12)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

・薬学部6年制卒業生を主な対象とする薬学専攻博士課程（4年制）の大学院教育では、臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究などの科目を実施し、臨床薬学を実践する指導的薬剤師や医療薬学分野等で活躍する人材の育成を継続していく。

・薬学専攻博士課程の定員充足を目指して、入学者の確保を目指した取組を進める。(No. 13)

・薬科学専攻博士前期課程及び後期課程の学生に対し、教育及び研究指導を推進し、創薬、衛生、生命薬学等の幅広い分野での活躍ができる人材の育成に努める。(No. 14)

・医薬品・機能性食品等の有効性、安全性を理解できる科学者や技術者を養成するための研究教育を実施する。医薬品、食品に関する研究成果を国内外の学会で報告し、国際誌に発表することを目指す。(No. 15)

・教員の研修や大学院生の派遣により、連携大学（University of California 等）をはじめとする海外の大学との関係を強化し、グローバルな視野を持つ人材を育成する。

・留学生の受け入れ体制の整備に努め、受け入れ人数を増やす。

・茶学総合研究センター、食品環境研究センターとともに産官学連携を強化し、学生の実践力を強化する。

・海外を含め、学外から講師を招き、各種セミナーの開催を通じて、学生に国内外の優れた研究に接する機会を与える。

・食品栄養科学専攻・環境科学専攻の博士後期課程において入学定員を満たしていない状況を改善するため、社会情勢の変化や全国的な趨勢を考慮し、今後定員の適正化について検討する。(No. 16)

・学部及び大学院を通した一貫教育を念頭において、2大講座にカリキュラムを編成しなおして、平成30年度には新カリキュラムに移行する。

・定員割れの対策として、大学訪問や県の研究機関や企業との共同研究を活発化し、社会人入学を促す。

・学部体制への移行に伴い、入学者数の見直しをする。

・学部生に対しては、技術者倫理の講義の一部を環境、食、健康に関わる分野で活躍する修了生に担当させることにより、大学院進学の特長を説明する。

・環境、食、健康に関わる分野の国内外の講師による月例セミナー等を開講する。

・研究を通して、環境、食、健康に関わる分野で活躍する人材の育成に努める。(No. 17)

[国際関係学研究科]

・前年度に把握した体系的、順次的なカリキュラム整備及び社会人学生への教育・研究環境整備につき、改善の方向性を検討し整備に着手する。(No. 18)

[経営情報イノベーション研究科]

・カリキュラム検討委員会において、研究科の将来のあり方を踏まえた上で、経営、公共政策、情報系において、カリキュラム改訂の方向性に関して検討を行う。その上で、商業の教員免許、科目のコマ数等も含め、平成 30 年度に向けたカリキュラム改正について具体化を進める。(No. 19)

[看護学研究科]

・28 年度に策定した大学院教員資格審査基準に則り、研究指導及び科目担当の適否について順次進める。

・海外在住の看護研究者を定期的に招聘し、看護研究のトレンドと最新の研究課題について、大学院生と討議する場を確保する。(No. 20)

・国家試験の最新情報を提供、模擬試験、勉強会、学習指導を実施して、新卒者の助産師国家試験の合格率 100%の維持を目指す。(No. 21)

(4) 静岡県立大学短期大学部

・各学科で個別に行われている導入教育の精査を行う。
・新設されたこども学科学生の履修に際して、学科共通科目である「医療福祉システム論」について、保健・医療・福祉及び幼児教育の水準向上に資する教科内容となるよう、全学科等で検証する。(No. 22)

・歯科衛生学科では、時代の要請に応じた人材育成のために現カリキュラム見直しの検討を進める。
・社会福祉学科とこども学科とでは、保育士資格が取得できるため、合同で保育実習委員会を開催し、実習が効果的に行なわれるよう検討する。
・こども学科では、短期大学部が開学以来進めてきた実践的能力や科学的思考力、主体的判断力を有する人材養成のための教科内容や開講時期の検討結果を踏まえて、こども学科完成年度以降のカリキュラム再構築の準備を開始する。(No. 23)

・新卒者の歯科衛生士国家試験の合格率は 100%を目指す。国家試験模擬試験及び国家試験準備カリキュラムを実施するとともに、国家試験対策担当教員及びチューターを中心とした、学生の個別性を考慮した国家試験対策を推進する。

・平成 29 年度から介護福祉士養成校卒業生に対する国家試験受験が義務化されるため、外部機関等の模擬試験を行ない、その結果を踏まえたきめ細かな指導體制の強化に努める。(No. 24)

イ 入学者受入れ

・高校生や保護者に対しては、引き続きオープンキャンパス、夏季大学説明会、大学見学、進学相談会を通じ大学の魅力や入試情報を発信していく。オープンキャンパスについては、より多くの希望者を受け入れることや各学部の内容の充実を図る。

・高校教員等に対しては、県内国公立 4 大学合同説明会、高校訪問、入試問題説明会等を通じて、入試についての情報提供を積極的に行う。高校訪問では、進路課長や 3 年部教員と入試のあり方等についても意見交換を行う。

・県内高等学校長との懇談会を開催し、高大連携や入学者選抜のあり方について意見交換を行う。

・短期大学部においては、入学実績の分析を元にした高校訪問を行うと共に、受験を検討している方に対する情報提供方法を検討する。(No. 25)

・平成 32 年度から導入される大学入学希望者学力評価テストの活用や個別入試への対応を平成 30 年度に公表することになっているため、学力の三要素を評価する視点を持ちながら選抜方法について集中的に検討を進める。

・入学した学生の能力・適性の把握・検証を進め、継続して入学者選抜方法の工夫や改善を図る。

・入試問題の作問・点検体制を含めた入試体制についての検討を進める。(No. 26)

・入試問題の作問・点検業務に細心の注意を払い、学力検査問題検討委員会作問部会及び点検部会(学内専門委員会・学外専門委員会)を的確に運営する。

・作問・点検体制については常に検証を行い、万全の体制になるように必要に応じて改善策について

検討する。

- ・入試ミス防止のために点検のポイントを明確にし、重層的に点検を行う。作問業務において、出題範囲の逸脱を防止するために、学習指導要領の確認を徹底するとともに範囲外の教科書での確認も行う。
- ・入試問題作問業務において、出題ミスのリスクを軽減し、より良い出題内容とするために、学部間の連携をさらに進める。
- ・入試ミスの防止のため、入試問題の事後点検を合格発表前に行う。
- ・短期大学部においては、新たな入試体制の検証と、入試マニュアルの再検討を行う。(No. 27)

ウ 教育課程と教育方法

- ・「国際関係学部の改革等に係る提案」の具体化のための検討を進める。
- ・観光に関する教育内容の導入に向けて具体的な検討・調整を進め、可能なものから実現に向けて取り組む。(No. 28)

・学校教育法施行規則第 165 条の 2 の規定に基づく卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)について、ガイダンスやホームページを利用して教職員及び学生への周知を図るとともに、定期的に検証を行う体制を整える。(No. 29)

・学生の学修意欲の向上と理解の促進を図るため、学生による授業評価や教員相互授業評価などのFD活動を通じて、学生の要望や現状に即した効果的な授業形態や指導方法の拡充に努める。また、学習アドバイザー制度等により、個々の学生に対する細やかな履修指導、教育研究指導、生活面での指導を行うとともに、それに役立てるためシラバス様式の全学的な統一を進める。(No. 30)

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

<教養教育>

・全学的に取り組む教養教育については授業内容を精査しつつ、長期的な視点に立ち、本学の教育理念に基づいた教養教育のあり方であるか引き続き検証を深める。(No. 31)

・英語による科目「Japanology」を内容的にさらに展開させて、学内での英語教育のより効果的な実践を図る。カリフォルニア州立大学サクラメント校での8週間夏期英語研修プログラムを継続して実施し、さらにオハイオ州立大学への中期留学を充実させて、グローバルな学習環境での英語教育を促進する。(No. 32)

・1～2年生に対するプレイスメントテスト及びアチーブメントテストとして全学部においてTOEIC L & R IPを年2回(8月初旬と2月初旬)に実施し、そのスコアを前期・後期の授業成績として活用する。さらに、言語コミュニケーション研究センター主催のTOEIC L & R IP団体テストを年2回(9月初旬と3月初旬)実施する。「TOEFL留学英語」と「TOEICビジネス英語」を充実させて、グローバルな英語力の向上を目指す。(No. 33)

・平成28年度のキャリア科目やキャリア形成支援事業について、キャリア支援委員会等で検証し、充実を図る。

・社会貢献活動系学生団体の活性化を図るため、全国シンポジウムを継続して開催する。(No. 34)

・キャリア形成支援と就職支援のつながりの強化に向けて、キャリア支援センターと各学部・研究科の相互協力を強化する。(No. 35)

・大学における学習の基礎的なスキルや幅広い知識を身につけさせるとともに、能動的・自律的な学習態度を養うために、全学的な教養教育及び各学部の基礎教育における初年次教育プログラムの充実に努める。(No. 36)

<専門教育>

[薬学部]

・改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習(平成30年度開始)及び病院・薬局実習(平成31年度開始)に向けて、教員及び指導薬剤師へのFD活動、並びに環境整備を継続して実施する。また、教員主導型実務実習体制をより充実させるために担当教員の臨床現場での実務研鑽を引き続き行う。(No. 37)

[食品栄養科学部]

・新たに導入した選択科目の受講状況、食品栄養科学入門(特にPBL)に対する教員・学生の意見、卒業生に対するアンケートの回答内容を精査して教育プログラムの改善を進める。(No. 38)

・平成29年度は、栄養教諭養成課程2年目となるため、2年次の時間割の確定、シラバスの作成を行う。また、栄養教育実習室の整備を早急に進める。

・平成31年度の設置を目指して、理科教諭養成課程導入に必要なカリキュラムの整備を進める。(No. 39)

・環境生命科学科では、平成29年度に全学年(1~4年生)が揃うため、4年間分の講義及び実験実習の内容を精査する。また、卒業研究の充実を図るとともに、大学院への進学志望者を増やすため、教育方法等について検討を行う。(No. 40)

[国際関係学部]

・学生の多様なニーズとグローバル化に対応できるような、より充実した新カリキュラム案を完成させ、その施行に向けた準備を進める。(No. 41)

[経営情報学部]

・イノベティブな人材育成を目的とした新カリキュラム体制における、学生の専門的能力及び多分野融合能力の育成の方策について検討し、新カリキュラム案として完成させる。また、GPA制度、CAP制度の適切な運用のあり方について検討する。(No. 42)

[看護学部]

・「静岡県立大学 看護教育拡充基本計画」の完成年度であり、学生120名体制での看護統合セミナーや4年次の実習実施状況を評価し、チーム医療演習等の学習内容を見直す。(No. 43)

b 大学院課程

・大学院における教育・研究を強化、充実させるため、複数教員による研究指導体制を継続する。また、研究・論文不正防止のための指導を引き続き実施する。(No. 44)

[薬食生命科学総合学府]

・静岡県立総合病院との臨床共同研究及び薬学教育研究センターを中心とした研究教育、名古屋市立大学との連携事業、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携プログラム、さらに、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会を大学院教育の一環として、実施していく。(No. 45)

・薬科学専攻博士前期課程においては、薬学分野を切り拓く研究職、また薬学の統合的な知識に基づいた高い専門性を身につけた専門職を輩出するため、研究教育内容の充実に務める。また薬科学専攻博士後期課程においては、高等研究職、研究教育職や行政職に携わる人材の育成を目指した教育・研究指導の充実に努める。(No. 46)

・薬学、食品、栄養科学に基づいた統合的な知識と薬食融合学際領域の専門性を身につけた人材を輩出するために必要な研究教育を実施し、研究成果を国内外の学会で報告すると共に、国際誌に発表する。(No. 47)

- ・外国人講師によるセミナーを充実し、国際性を備えた学生を育成する。
- ・産学官の連携により、社会貢献に資する学生の育成を図る。(No. 48)

・学部及び大学院を通した一貫教育を念頭において、2大講座にカリキュラムを編成しなおして、平成30年度には新カリキュラムに移行する。

- ・インターンシップ先の拡充、企業や県の研究機関で活躍している方のセミナーの実施など産学官の連携による教育の充実を図る。(No. 49)

[国際関係学研究科]

- ・研究科附属の研究センターの研究プロジェクトや実地調査に大学院生を継続して参加させ、学際性を生かした教育体制の充実を図る。
- ・留学生のための日本語講座・論文添削を継続実施する。(No. 50)

- ・前年度に把握した英語及び国語の教員専修免許取得を目指す学生のための教育体制における支援・組織的な指導面での課題につき、検討し改善の方向性を見出す。(No. 51)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・カリキュラム検討委員会において、研究科の将来のあり方を踏まえた上で、経営、公共政策、情報系において、カリキュラム改訂の方向性に関して検討を行う。その上で、商業の教員免許、教員の担当科目のコマ数のあり方、学部との一層の教育連携体制なども含め、平成30年度に向けたカリキュラム改正について具体化を進める。

- ・地域経営研究センターと医療経営研究センターが協力してリカレント教育を企画開催し、各種講座やセミナーの質的向上を図るための研究科を越えた連携講座の開催について検討する。(No. 52)

[看護学研究科]

- ・保健・医療・福祉分野における先端看護研究者を10件招聘し、公開特別講義を開催する。
- ・教員が欠員状況にある看護専門分野について、特に特定行為及び高度看護実践の教育が可能な専任教員の獲得方法について、情報収集を定期的実施する。(No. 53)

- ・県内の自治体病院との共同研究を継続的に推進するために看護職を客員共同研究員に招聘し、本学教員を自治体病院に派遣する。(No. 54)

- ・小児専門看護師教育課程(CNS)の認定期間に限りがあるため、小児専門看護師教育課程(CNS)を設置している大学の協力を得て、継続及び再編について見直し検討をする。(No. 55)

(4) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の学習上の課題等などより、導入教育として必要な内容について検討を進める。
- ・歯科衛生学科では、時代の要請に応じた人材育成のために現カリキュラム見直しの検討を進める。
- ・社会福祉学科とこども学科では、保育実習と教育実習における実習先との「保育実習・教育実習連絡協議会」を開催し、学生の保育の知識と技術やコミュニケーション能力を向上させるための協議を行う。(No. 56)

- ・キャリア支援委員やチューターを中心とした就職・進学相談に応じ、面接や履歴書・小論文指導を積極的に行う。

- ・合同説明会や見学会等の参加についても積極的に、広く学生に周知する。また、早期からのキャリア形成の必要性から、学内開催の合同就職説明会等キャリアプログラムの対象学年を広げる。

- ・キャリア支援センター分所と各学科が連携し、新たな就職先の開拓の検討を開始する。特に、こども学科では、平成29年度に第1期の卒業生を輩出するので、幼稚園の就職先の開拓を積極的に行う。(No. 57)

エ 卒業教育

- ・卒業生を対象として、定期的な研修会の開催や最新の学術情報の提供など、卒業後も体系的な知識や技術の修得ができるよう、ニーズに応じたフォローアップ教育を実施する。(No. 58)

オ 成績評価

(7) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・授業の到達目標、成績評価基準等を学生に分かりやすく明示するため、シラバス様式の全学的な統一を進める。
- ・文系学部（国際関係学部、経営情報学部）において導入したGPA、CAP制度について、履修登録単位数の上限設定の適切な運用等、学部と情報共有しつつ、検証を深める。（No. 59）

b 大学院課程

- ・シラバス等に記載した授業の到達目標、成績評価基準及び学位論文審査基準等について、必要に応じて基準の見直しやシラバス記載内容の明瞭化等の改善を行う。あわせて、適切な成績評価及び学位論文審査を行う。（No. 60）

(4) 静岡県立大学短期大学部

- ・学生の学習効果を高めるために、成績評価基準等が、シラバスに適切に明示されているか、また、基準に基づき適切な評価が行われているかについての点検を行う。（No. 61）

(2) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・「国際関係学部の改革等に係る提案」の具体化を進めるとともに、観光に関する新たな教育内容等について、教育研究組織将来計画委員会及び当該問題を検討する専門委員会で具体的な検討を進める。（No. 62）

- ・草薙キャンパス及び小鹿キャンパスの教員による相互協力を推進する。（No. 63）

- ・国内外から研究者や専門家を講師として招聘し、特別講義やセミナー等を実施する。また、県内高等教育機関との連携講義などを行うことで、教員の相互活用を推進する。（No. 64）

イ 教育環境の整備

- ・大規模修繕計画に基づき、受変電設備更新工事、入退出管理システム更新工事、エレベータ設備更新工事、短期大学部空調設備更新工事などを行う。併せて、通常修繕費による老朽化設備の更新・改修を進める。（No. 65）

- ・草薙・小鹿両図書館の連携と協力を推進し学術資料の充実や教育環境の整備等、図書館サービス全体の充実を図る。

- ・草薙図書館では、全学共通科目と学部基礎科目における図書館情報関連の単元や図書館が開催する図書館活用講座・データベース講習会・オーダーメイド講習会を今後も継続し、学生の情報リテラシー向上を推進する。（No. 66）

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。平成30年3月末までに全学共用実習室（4316室）のパソコン及び管理用サーバを更新する。（No. 67）

- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。（No. 68）

ウ 教育力の向上

(7) 教員の能力開発

- ・各部署が行う効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組む研修を支援し、教員の参加を促し、教員の能力向上を図る。（No. 69）

- ・教員間での公開授業、相互評価などを行うとともに、実施方法等の見直しを行い、授業の質の向上

を図る。(No. 70)

(4) 教育活動の改善

・同窓会やホームカミングデイ等の機会を利用して、卒業・修了生、就職先等から学部・大学院・短期大学教育に対する意見を聴いて社会からの要望を把握し、教育活動の改善に努める。(No. 71)

・各学部、研究科ごとに学生による授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックするとともに、改善結果の学生への公開に努めていく。また、授業評価アンケートの結果を活かして、教育の質の向上を図る。(No. 72)

(3) 学生への支援

ア 学習・生活支援

・草薙図書館では、今後も「図書館学習サポーター」事業を継続し学生同士の学び合いや自主的で多岐な学びを促すためのピア・サポートによる学習支援を充実する。

・草薙図書館では研究活動の利便性向上を目指し、本学の教職員・大学院生・4年次以上の学部生の図書館時間外利用を今後も継続する。

・草薙図書館では館内の表示や掲示物、各種展示等の工夫・改善を図り学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。

・小鹿図書館では、オーダーメイド講習会を継続的に実施し、学生の自主的で多様な学びをサポートしていく。

・小鹿図書館では、他部署との連携及び情報共有を図り、館内の展示等の工夫・改善に生かし、学生が利用しやすい学習環境の整備に努める。(No. 73)

・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴くとともに、クラブ・サークルの学生との意見交換会、留学生との意見交換会を定期的を開催することにより、学生のニーズを把握し、学習環境の改善に努める。(No. 74)

・カンパセーションパートナー制度、留学生ガイダンス、留学生交流会や留学生スポーツ大会を継続実施し、様々なイベントを通して地域や他の機関との連携を図ることによって、留学生支援を充実させる。また、卒業後の留学生のネットワーク構築を図る。(No. 75)

・新設した「障害学生支援室」の活用を含め、身体・精神において問題を抱える学生に対し、学生本人、保護者、担当教員、学生室等と定期的な面談・合同ミーティングを組み、連携を取りながら支援を進める。

・健康増進並びに身体・精神障害の特性を理解するための講習会の開催を行う。

・学生の心身両面の健康維持・増進のため、定期健康診断未受診者への指導や受診者の事後の指導を行う。

・短期大学部においては、定期健康診断の全員受診を目指すために、入学時の広報、案内、ガイダンスの充実を継続して行う。また、要受診、要精密検査、再検査の実施率の向上を図る。学生に対する健康づくりの啓発活動(ガイダンス時の講演、掲示、健康相談など)を継続する。さらに、健康支援センタースタッフ及びカウンセラーと教員との連携を図るために、継続して合同スタッフミーティングの開催やメール等で情報の交換と共有化を密接に行う。(No. 76)

・学生への奨学金制度の案内を充実させるなどの工夫をして、奨学金に応募する学生数の増加を図る。また、各種の財団及び企業等へ訪問するなどして奨学金の確保、採用機会の増加に努める。(No. 77)

イ 進路支援

・キャリアアドバイザーによる相談を充実する。

・3人の求人開拓員による求人開拓を実施する。

・学生の企業研究・業界研究を支援する。

・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心とした就職・進学ガイダンスを推進し、資格取得を生かしたキャリア支援の充実を図る。また、キャリア支援講座への初年次生の参加を、積極的に促す。(No. 78)

- ・キャリア支援委員を通して、各学部教員との連携によって、学生の進路希望や就職・進学等の状況を的確に把握する。

- ・学生の進路希望や就職・進学等の状況の把握に基づき、求人情報の提供や個別相談などの支援の充実を図る。

- ・短期大学部においては、キャリア支援センター分所を中心に、今後の質の高いキャリア形成支援情報の提供を実施するため、学生から就職・進学決定に至る詳細な情報収集を行う。(No. 79)

- ・卒業生との連絡方策の実施に基づく卒業生面談会、講演会等を実施する。

- ・短期大学部においては、卒業生並びに社会福祉人材センターやハローワークとの連携を密にし、ガイダンス等の実施や求人施設を招いた面談会を開催し、就職情報の質の向上を推進する。(No. 80)

- ・就職活動に必要な問題解決力、対人関係力、自己表現力等の涵養のために、ハローワーク出張相談や各種講座を開催する。また、自主的に就職活動ができる学生を育成する為、ガイドブックを活用した学内講座を開催する。(No. 81)

【再掲】

- ・(No. 35)

ウ 社会活動支援

- ・連携協定を締結した自治体（静岡市、牧之原市、島田市、焼津市）及び金融機関（静岡信用金庫、静岡銀行）と、教員とのマッチングを進め、学生の教育研究に資する事業を実施する。(No. 82)

【再掲】

- ・(No. 34)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準及び成果

ア 静岡県立大学

- ・附属研究センターごとの研究活動を充実させるとともに、全学的、部局横断的又地域社会とも連携した研究活動を進める。(No. 83)

【薬学部・薬学研究院、食品栄養科学部・食品栄養環境科学研究院】

- ・先導的健康長寿学術研究推進拠点として、健康長寿社会の構築に資する生命科学及び薬食実践科学に基づいた教育及び研究を推進する。

- ・薬食生命科学総合学府の各講座・研究室に加え、薬食研究推進センター・茶学総合研究センター・食品環境研究センターに、花王の連携講座を参加させて、茶カテキンやその他のポリフェノール類を中心とした食品成分の健康長寿への有効性を検証する。(No. 84)

【薬学部、薬学研究院】

- ・生命薬学、分子薬学、臨床薬学、創薬科学等を基盤に、生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防に関する研究や健康科学領域の研究を推進する。(No. 85)

- ・疾患の発症に関連する生体内物質を標的とした生命科学研究、及び有効性や安全性の高い医薬品に関わる物質科学研究を推進する。(No. 86)

【食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院（食品栄養科学分野）】

- ・食品栄養環境科学研究院の各研究室と薬食研究推進センター、茶学総合研究センター及び食品環境研究センターとの連携を推進し、食品の安全性の検証と食品の機能性及び食品成分の分析にかかる研究を推進する。(No. 87)

- ・健康の維持・増進に関する栄養学的要因及び環境要因を分子・遺伝子レベルから個体レベルで解析するとともに、行政や地域の保健医療機関と連携して、健康寿命の延伸や疾病の重症化予防に資する

研究をさらに推進する。(No. 88)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究所（環境科学分野）]

・「地（知）の拠点整備事業」を中心として公的機関や民間企業等との連携を図りながら、安全で快適な環境の創成に資する研究、飲料残渣などの廃棄物（コーヒー粕等の飲料加工残渣の発酵原料として）の利活用等による持続可能社会の実現を目指した研究、健康長寿で持続可能な社会の実現を目指した研究を推進する。(No. 89)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

・現代韓国朝鮮研究センター及び広域ヨーロッパ研究センターを中心に広い視野からアジア地域と欧米地域の国際問題等について積極的に研究を進め、地域社会への貢献に留意しながら研究活動の拡大と充実を図る。(No. 90)

・グローバル・スタディーズ研究センターを中心として、様々な領域にかかわる研究プロジェクトを、地域社会への貢献に留意しながら、企画・実施し、研究活動の拡大と充実を図る。(No. 91)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

・これまでに得られた3センター（地域経営研究センター、医療経営研究センター、ICTイノベーション研究センター）の実績や研究成果を基盤とし、医療・福祉等の経営及び社会の諸方面でのICT技術の活用など経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進する。(No. 92)

・3センターを軸に、分野を融合した以下の研究の推進により広範囲にわたるイノベーションの促進を図る。

- ①地域政策、地域活性化に関わるマーケティング研究
- ②医療介護総合確保推進政策に関わるICT活用の研究
- ③防災や観光分野でのICT技術の利活用に関する研究 (No. 93)

・アセアンにおける日系企業の経営現地化の課題を研究調査し、その成果を各種セミナー等を通じて地域産業界に提供する。(No. 94)

[看護学部、看護学研究科]

・地域防災訓練への参加を通して、災害時における看護の役割に関する研究を推進する。
・実習施設等と連携し、地域で生活する人々の支援の研究として外国人の病院や検診の受診、親の養育力、児童虐待予防、精神障害者の退院移行支援等の研究を推進する。(No. 95)

[グローバル地域センター]

・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」、「危機管理」及び「地震予知」に関する調査・研究を継続する。また、調査・研究成果等の情報発信、広報（シンポジウムの開催等）を行う。(No. 96)

イ 静岡県立大学短期大学部

・短期大学部の特長である、保健・医療・福祉の支援に関する研究を推進する。(No. 97)

・震災の発生が危惧されている静岡県の地域特性に鑑み、震災時の保健・医療・福祉等についての研究を、積極的に推進する。(No. 98)

(2) 研究の実施体制等

ア 研究の実施体制の整備

・外部資金応募に際して、研究者が形成したネットワークに加え、コーディネートによるネットワークでの共同申請を積極的に働きかける。
・コーディネートに必要な情報収集を充実させるため、新たな会議等への参加を図る。
・教職員に対して、産学官連携啓発セミナーにおいてネットワーク形成の意識づけを行うとともに、産学官連携の連絡会議や他機関の研究成果発表会等へ、研究者の参加を促す。(No. 99)

・「地（知）の拠点整備事業（COC）」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」採択校と連携したイベントを開催する。また、補助事業により、自治体をフィールドとした研究に対し、10件程度の研究費配分を行う。（No. 100）

- ・外部資金獲得のため、各種公募に対する申請支援を積極的に行い、応募を促進する。
- ・外部資金の募集案内等を速やかに学内公表するとともに、科学研究費、A－STEPなどの外部資金に対する説明会・研修会の開催回数を増やし、年間333件及び金額933,225千円以上の獲得を目指す。
- ・科学研究費助成事業への申請を促進するため、不採択者のうち高い評価を得た者に対して教員特別研究費の配分枠を設けるほか、教員による調書のアドバイスをを行い、応募数及び採択率の向上を目指した取組を実施する。（No. 101）

【再掲】

- ・（No. 62）

イ 研究環境の整備

- ・電子ジャーナル・データベースでは、「本学のコア電子資料とは何か」、「紙媒体と電子媒体の収集バランスをどう取るか」など本学が目指すべき図書館資料整備のあり方について全学的に検討する。
- ・機関リポジトリでは、新たに29年度から「オープンアクセスリポジトリ推進協会」に加盟し様々な学術機関との連携を図ることで、本学の研究成果や学術資源の利活用をさらに推進する。（No. 102）
- ・研究水準の維持・向上を図るため、共同利用研究機器の更新は、取得からの経過年数や利用頻度等を勘案し、県からの補助金等により計画的に実施する。（No. 103）

- ・改定した規程及び細則に基づいて動物実験の申請、審査、実施体制を整備する。また、不足している麻酔装置の整備に努める。これらにより、相互検証で指摘を受けた問題点の解決を図り、国際水準に適合する動物実験体制を整備する。（No. 104）

ウ 知的財産の創出・活用

- ・発明委員会を、原則月1回開催し、迅速な特許出願に対応するとともに、産学官連携推進本部の知的財産部の更なる充実を図り、大学が保有する産業財産権外の知財（ノウハウ・有体物）の技術移転を進める。技術移転にあたっては、静岡技術移転合同会社、産業支援団体等と連携し、積極的な推進を図る。教職員対象の知財セミナー、全学部生対象の知財講座を実施する。（No. 105）

エ 研究活動の改善

- ・認証評価機関（薬学教育評価機構による第三者評価を含む）による外部評価の提言を踏まえるとともに、USフォーラムなど学内で継続実施してきた研究成果発表等を通じた相互評価及び教員活動評価制度等により、研究水準の向上に努める。（No. 106）

- ・研究費の配分については、早期配分に努め、引き続き、全学的な重点課題に対応する研究に対する重点配分を行う。（No. 107）

- ・USフォーラム、公開講座、静岡健康・長寿学術フォーラムなど学外者が聴講できる研究成果発表等を実施するほか、シンポジウム、ホームページ、紀要等により積極的に研究成果や学術情報を公開する。
- ・図書館では、今後も図書館ホームページや機関リポジトリの広報に努めるとともに、本学機関リポジトリと様々なデータベースとのデータ連携を図ることで、本学の研究成果や学術情報資源のさらなる利活用を推進する。（No. 108）

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会との連携

<全学的な活動展開>

- ・「地（知）の拠点整備事業」を推進し、本学が地域に貢献する大学であることを内外にアピールする。
- ・「ふじのくに」みらい共育センターを中心に、健康長寿に関する学部横断の地域貢献活動を推進する。
- ・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップ及びふじのくに地球環境史ミュージアムとの協働による文化発信活動「ムセイオン静岡」において、将来を担う子どもを対象としたプロジェクトを推進する。(No. 109)

<多様な学習機会の提供>

- ・保健・医療・福祉に関わる職能団体等と連携して、地域社会に貢献できる人材に学習の場を提供するために、静岡県立大学・病院・地域薬局連携薬物療法研修会、薬学生涯研修講座、リカレント教育講座、禁煙アドバイザー育成講習会等の充実を図る。
- ・総合食品学講座の継続開催及び本講座を通じてインターンシップ先の拡大を図るとともに、さらに様々な派遣先の拡大を図ることに努める。そしてより充実したインターンシップとなることを目指す。また、卒業生への学術情報の提供と、在校生の将来のキャリアパスの見通しを含めた、卒業生と大学（学部・大学院）の持続的な相互関係の構築を図るため、「フードサイエンスネットワークシンポジウム」の開催を検討する。
- ・医療経営研究センター及び地域経営研究センターが連携し、医療・福祉等に関して、政策と経営という観点から、政策研究会や社会人学習講座を企画・実施する体制を継続する。
- ・公益社団法人静岡県看護協会や県内の病院と共に看護の向上に努める。
- ・静岡県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育への協力を継続する。
- ・静岡県とともに看護教員継続研修会の実施に協力し、看護教員の養成を引き続き行う。
- ・短期大学部においては、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)養成講座や、保健・医療・福祉に関わる職能団体等と連携した講習会等、また「高校生アカデミックチャレンジ」「チャレンジラボ」を開催する。また、参加者ニーズに基づく継続実施を図るため、関連団体との連携の更なる向上に努める。(No. 110)

- ・社会人聴講生制度における講義科目を積極的に公開するとともに、科目等履修生の受入れや社会人向け学習講座の開設など、リカレント教育を実施する。
- ・短期大学部においては、社会人聴講生や科目等履修生の受入れを行う他、リカレント教育の実施を行う。こども学科では、静岡県が行う「子育て支援員・放課後児童支援員認定資格研修事業」等に参画する。(No. 111)

- ・公開講座については、これまで実施してきたニーズ調査の結果も踏まえ、県民のニーズに応じたテーマや開催形式により、県内の複数会場で開催する。また、県民を対象とした講演会やシンポジウムなどの開催に努め、公開講座については、延べ人数で年間 800 人以上の参加を目指す。(No. 112)

- ・多くの児童・生徒が参加できる模擬授業や研究室開放等を実施し、地域の児童・生徒の知的関心と意欲を引き出すように努める。(No. 113)

<社会への提言活動>

- ・グローバル地域センターをはじめとする大学・大学院附属センターにおける研究発表・報告、提言書、講演などの活動を通じて地域社会の諸問題の調査・研究及び解決に向けた提言活動を行う。(No. 114)

<産学民官の連携>

- ・新技術説明会、相談会及び交流会を県内外で複数回開催する。本学の研究シーズの内容を踏まえ、研究成果展示会等を開催し、効果的に企業のニーズと大学の研究シーズのマッチングを進める。(No. 115)

・企業からの技術相談及び教員からのヒアリングを月4回（週1回）以上行い、シーズとニーズのマッチングの回数を増やすことにより、86件以上の共同研究、受託研究を実施する。（No. 116）

・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
・県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財センター、県舞台芸術センター、グランシップ及びふじのくに地球環境史ミュージアムとの協働による「ムセイオン静岡」において、文化発信活動を行い、地域と協働した企画を実施する。（No. 117）

＜その他知的資源の地域還元＞

・小鹿キャンパス（短期大学部）において、地域住民の健康づくりに貢献するため、健康度測定、健康に関する相談会を実施する。（No. 118）

(2) 県との連携

・静岡県の各種審議会、委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
・静岡県の推進する各種プロジェクトと連携し、食品の機能性表示に関連したシステムティックレビュー及びヒト介入試験の実施を進めるほか、静岡県及び関係団体等との受託研究・共同研究を進める。（No. 119）

・大学院教育の充実や連携先の業務の活性化を図るため、静岡県の試験研究機関や県立病院等との協定に基づく連携大学院の活動を実施する。（No. 120）

(3) 大学との連携

・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内大学との連携事業に参加し、職員交流、学術交流・連携を一層深める。
・静岡健康・長寿学術フォーラムの開催を通じて、静岡大学、浜松医科大学との連携・交流の促進に努める。（No. 121）

(4) 高等学校との連携

・本学の特色を活かした大学における高度な教育・研究に触れるとともに、大学生活の雰囲気を経験する機会として、高校生への公開授業や本学授業への参加、出張講義等を継続し、高等学校との連携を推進する。（No. 122）

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学等との交流の活性化

・グローバル化の方針の策定に向けた具体的な検討を進めるとともに、グローバル化に向けた大学間交流や海外訪問団の受入れ体制の整備及び強化を図る。（No. 123）

・交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を引き続き開催し、留学希望者や留学生に対する教育体制の強化及び交流の促進を図る。

・アジア地域をはじめ世界各国に向けて本学に関する情報を発信するとともに、相手国との人脈形成につとめる。

・交換留学等を行っている海外協定校との協定更新に向けた協議を行う。

・私費外国人留学生に対する、奨学金制度を継続することにより、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。

・海外で開催される国際学会で発表する大学院生の渡航費用の助成を実施する。

・短期大学部では、海外協定校への学生派遣及び協定校からの学生受入を継続する。（No. 124）

・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。

・海外協定校を中心とした教員交換により、情報交換や特別講義等を実施し、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。（No. 125）

・海外からの研究者及び留学生の滞在に関する支援において、引き続き利便性の向上を図る。（No. 126）

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・グローバル地域センターなどが主催する国際的なシンポジウム、ワークショップをはじめとして、海外からの研究者等を交えた多様な会議や講演、特別講義等を実施する。
- ・海外からの研究者等の参加は、年間延べ 50 人以上を目指す。(No. 127)
- ・海外協定校を中心に研究者等の招聘を進め、情報交換、特別講義及び共同研究等を実施し、教育・研究両面における協定校との関係強化を図る。(No. 128)
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。(No. 129)
- ・外国人教員や海外経験の長い教員の受入れを図るなど、グローバルな教育環境の整備に努める。(No. 130)
- ・各部署の教育の特徴等に応じて、外国語を使用した授業の拡充を行い、グローバル人材の育成に向けた取り組みを進める。(No. 131)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 有機的かつ機動的な業務運営

- ・理事長・学長のリーダーシップによる大学改革を進める体制を強化する。
- ・国際交流を積極的に推進するため、窓口の一元化の検討を推進する。(No. 132)
- ・「国際関係学部の改革等に係る提案」を踏まえて策定された国際関係学部による改革具体案報告書に基づき、可能なものから実現に向けて取り組む。
- ・観光に関する教育の実施に向けた検討を行い、可能なものから実現に向けて取り組む。
- ・その他、学部・大学院及び短期大学部の教育研究組織のあり方について、必要に応じて検討を行う。(No. 133)
- ・国際関係学部及び全学の改革について検討を進め、実現可能になったものから実行する。(No. 134)
- ・広報・企画室の学部・大学院担当と学生室の学部・大学院担当が互いに補完し、担当学部の業務を円滑に行うことができるよう連携強化を図る。
- ・両キャンパスの事務局間の連携を図りつつ、人事給与システムや財務会計システムの更新を進める。
- ・小鹿キャンパスでは、短期大学部総務室・学生室と小鹿駐在の看護学部・大学院研究科担当職員を一体化し、小鹿キャンパス事務局として始動し、学生にとって利便性の高い事務局となるよう努める。(No. 135)
- ・大学運営会議や各種委員会などにおいて、教員と事務職員の積極的な意見交換や情報交換を行うことを継続し、大学の効率的な運営に努める。(No. 136)

(2) 人事の適正化と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル制度）の検証を行うとともに、より精度の高い評価制度の構築に努める。(No. 137)
- ・平成 28 年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有職員の採用を計画的に進める。
- ・法人固有職員の勤務状況把握に努めるとともに、県における一般職員の評価制度を参考に評価制度の検討を進める。(No. 138)

・任用制度と人事制度の改善を図るため、当該制度の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。(No. 139)

イ 職員の能力開発

・大学職員としての経験が十分でない県派遣職員や有期雇用職員に公立大学法人の職員としての意識を醸成させるとともに、必要な知識やスキルを習得させ、また、蓄積したノウハウを学内研修等で他の職員に伝えるなどして、職員の資質向上に努める。

・法人固有職員については、外部の研修資源を活用するなどして長期的な視野に立った育成に努める。(No. 140)

(3) 事務等の生産性の向上

・業務の効率化を図り、集中化や外製化を促進させるため、引き続き事務処理の一層のデータ化の啓発、促進に努める。

・業務マニュアルについては、引き続き室ごとにマニュアル化が可能な業務の精査を行い、マニュアル化を進める。

・課題となっている事項について他大学の取組み状況の調査を行うなど、業務の効率化を図る。

・出納室内会議において室の抱える課題の検討、会計ルールの確認を行い、室員の意思統一や資質の向上に努める。また、室内研修を充実させ、室員に必要な知識を適時に習得できるよう努める。(No. 141)

(4) 監査機能の活用

・過去の監事監査や内部監査等において、指示又は意見等があった項目の改善措置が継続して行われているか再確認していくとともに、会計監査人と連携を取り、内部統制の整備状況の確認を行う。(No. 142)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入の確保

・文部科学省等で実施される各種の競争的資金の説明会に出席し、学内に情報伝達又は説明会を開催し、外部資金獲得の取組を促す。

・獲得実績を基に部局目標を設定するとともに、各種の研究助成金制度について、公募情報をメール等により教員に情報提供するほか、関係する教員への個別説明を実施し、外部資金獲得の取組をさらに促す。(No. 143)

・社会人を対象とした社会人学習講座を開催し、受講料収入により、自己収入の確保に努める。

・短期大学部においては、社会人専門講座ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HP S）養成講座を継続して実施し、自己収入の増加を図る。(No. 144)

・教育研究活動の充実に寄与する寄附金の受入体制や制度の改善・整備を進める。(No. 145)

【再掲】

・(No. 101)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上に繋がる事業に対して、財務比率（経営指標）の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。

また、チェック・モニタリング機能の一環として行う予算執行状況の把握の結果を予算配分にも活用する。(No. 146)

・予算執行状況の把握に努め、光熱水費や事務的経費の節約（昼休みの消灯、暖房設定温度の調節による節電、業務内容を見直すことによる時間外勤務の削減等）を図る。

・委託業務の契約方法や内容を検証し、必要に応じた見直しを行うことにより、財政の健全性を保つ。(No. 147)

・光熱水費の種類別（電気・ガス・水道）に、月ごとの使用量、金額の推移を学内に公表し、引き続き教職員及び学生のコスト意識を高める。（No. 148）

・管理的経費は、運営費交付金の削減に合わせ、業務の見直し、経費の節約に努め、前年度比1%以上（消費税を除く）の削減を図る。（No. 149）

(3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

・地方独立行政法人法の省令に対応するような余裕資金の運用方法を検討する。（No. 150）

Ⅲ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

・大学認証評価機関による評価結果を公表するとともに、改善を要する事項等について全学で情報を共有し速やかな改善に努めるとともに、内部質保証システムの構築に向けた検討を進める。（No. 151）

2 情報公開・広報等の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

・教職員を対象に情報公開・個人情報の保護に関する研修会を実施するとともに、教育研究活動や業務運営等に関する情報を積極的に公開する。（No. 152）

(2) 積極的かつ効果的広報の展開

・平成28年度までワーキングを行った大学ブランドの検討結果を踏まえ、広報対象に応じた的確な広報を行う。

・大学の最寄駅である草薙駅を活用し、文教のまち草薙と連動した広報活動を行う。

・開学30周年関連事業について、積極的に情報発信する。

・公式サイト（大学日本語版以外）について、ウェブユーザビリティに配慮しつつ、リニューアルを進める。（No. 153）

・教員の研究活動についての情報発信を進めるための課題を探る。（No. 154）

【再掲】

・（No. 25）

【再掲】

・（No. 108）

Ⅳ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

・環境やユニバーサルデザインに配慮し、引き続き、照明機器のLED化や多目的トイレの改修などを進める。（No. 155）

【再掲】

・（No. 65）

【再掲】

・（No. 66）

【再掲】

- ・ (No. 67)

【再掲】

- ・ (No. 68)

【再掲】

- ・ (No. 73)

【再掲】

- ・ (No. 102)

【再掲】

- ・ (No. 103)

2 安全管理に関する目標を達成するための措置**(1) 安全衛生管理体制の確保**

- ・ 学生・教職員の健康診断を実施する。
- ・ 健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・ 作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備に努める。(No. 156)

- ・ 実験等を行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」（年次改訂）を配付する。
- ・ 教職員及び学生を対象に安全衛生講習会を開催する。(No. 157)

・ 毒物・劇物、その他の危険性を伴う薬品の管理責任者による一元管理の徹底を図るため、新規採用教員や大学院進学者を中心に薬品管理システム研修を実施するとともに、適切な保管管理の徹底を図る。

- ・ 教育研究活動によって生じる廃棄物は、種類ごとに埋立て、焼却など適切な方法により処理する。(No. 158)

・ 地域、近隣大学との連携や、大学近隣の下宿、アパート業者との連絡会(地域管轄の警察署から防犯に対する講話を含む。)を開催し、学生が安心して安全な大学生活を送ることができるように、環境づくりに努める。(No. 159)

(2) 危機管理体制の確立等

- ・ 防災ポケットマニュアルを全学生・教職員に配布し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・ 外部専門家と連携して、事業継続計画の策定を検討する。
- ・ 小鹿キャンパスでは、教職員用危機管理マニュアルの策定について検討する。(No. 160)

・ 防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。(①共用スペースを優先した什器備品の耐震固定措置②自衛消防隊本部各班長に自衛消防業務講習の受講③避難経路の物品の撤去)

- ・ 全学防災訓練、自衛消防訓練を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。
- ・ 小鹿キャンパスにおいては、教職員で構成される自衛消防組織の能力向上を目的とした防災訓練の実施について検討を開始する。(No. 161)

・ 災害時における静岡県、静岡市、地元自治会との連携や他大学との連携強化について検討を進める。

- ・ 外部専門家と連携して、災害時の地域住民の受入体制を検討する。
- ・ 小鹿キャンパスでは、防災訓練を地元自治会と協働で行う。(No. 162)

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 人権の尊重等

- ・学外相談員による相談の開催、教職員の相談員による相談、及び障害者専用の相談体制を引き続き実施し、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・部局ごとに教職員を対象とするハラスメント研修会の参加率を高めるための広報を強化し、かつ、欠席者に対しては当日の研修内容を録画したDVDの視聴をさせるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。
- ・学生に対しては、リーフレットの配布やWeb学生支援システムを通じてハラスメント相談窓口の周知を引き続き行う。
- ・学生・教職員に対する啓発活動として、引き続きニュースレターの発行等を行う。(No. 163)

・ジェンダー、マイノリティに関する全学共通科目を継続開講し、男女共同参画に関する管理職を含む教職員向け研修会の検討を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組として、多目的保育支援施設の活用を中心とする新たな保育支援活動の実施について検討する。(No. 164)

(2) 法令遵守

- ・研修会への参加等により、監査業務に従事する職員の資質の向上を図るとともに、国・県等が行う法令制度研修会に積極的に参加し、職員の法令知識の向上を図る。
- ・教職員を学内のFD講習会やSD講習会、学外の研究会等に積極的に参加させるなどして、コンプライアンス意識や法令遵守意識（個人情報管理及び情報漏えいリスク管理を含む）の向上及び徹底を図る。(No. 165)

(3) 環境配慮

教員や学生に環境配慮の意識向上を呼びかけるとともに、環境に関する教養科目の開講や、省資源、省エネルギー、リサイクルなどの意識を高める啓発活動や環境に配慮した取組を推進し、エコキャンパスの実現に努める。(No. 166)

【再掲】

- ・(No. 155)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	250	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	

(2) 人事に関する計画

- ・ 教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

平成 2 9 年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4, 5 5 4
施設整備費補助金	3 0 0
自己収入	1, 9 4 1
授業料収入及び入学金検定料収入	1, 8 7 5
雑収入	6 6
受託研究等収入及び寄附金収入等	4 2 7
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	9 9
計	7, 3 2 1
支出	
業務費	6, 5 9 4
教育研究経費	4, 9 6 8
一般管理費	1, 6 2 6
施設整備費	3 0 0
受託研究等経費及び寄附金事業費等	4 2 7
長期借入金償還金	0
計	7, 3 2 1

収支計画

平成29年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	6,956
經常費用	6,956
業務費	6,017
教育研究経費	1,288
受託研究等経費	344
人件費	4,385
一般管理費	684
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	255
臨時損失	0
収入の部	6,956
經常利益	6,956
運営費交付金	4,554
授業料収益	1,459
入学金収益	178
検定料等収益	61
受託研究等収益	344
寄附金収益	39
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	66
資産見返運営費交付金等戻入	173
資産見返物品受贈額戻入	32
資産見返寄附金戻入	50
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,766
業務活動による支出	6,800
投資活動による支出	521
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	445
資金収入	7,766
業務活動による収入	6,922
運営費交付金による収入	4,554
授業料及び入学金検定料による収入	1,875
受託研究等収入	344
寄附金収入	83
補助金収入	0
その他の収入	66
投資活動による収入	300
施設費による収入	300
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	544